

平成 24 年 11 月 1 日

## 「新食品表示制度についての意見交換会」の開催について

### 1. 趣旨

消費者庁では、昨年9月より食品表示一元化検討会を開催し、本年8月に「食品表示一元化検討会報告書」を取りまとめました。現在、報告書に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS法」という。）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）のうちの表示部分を一元化した新食品表示法案（仮称）を平成 24 年度中に国会に提出すべく立案作業を進めています。

については、制度検討の参考とすべく、新しい食品表示制度について御意見を伺うため、今般、意見交換会を実施します。

消費者庁においては、別添の「新食品表示制度のポイント（イメージ）」に示した方向で検討を行っております。なお、本資料についての補足的な解説は以下のとおりです。

#### ○ 表示の目的及び表示基準の策定

現行の食品衛生法、JAS法及び健康増進法においては、それぞれの法律の目的に即して、食品についての表示基準を策定することができることとされています。（表示基準を定めることができる事項は、食品衛生法は公衆衛生上必要な情報、JAS法は品質に関する情報、健康増進法は栄養成分及び熱量に関する情報となっています。）

表示基準は内閣府令・告示で定めることとされており、表示基準が策定された場合には、食品製造業者等は表示基準に従って食品に表示をしなければならないこととされています。（健康増進法においては、表示基準に従い表示をする義務を負うのは、栄養表示をしようとする者等に限られています。）

新食品表示法（仮称）においては、食品の安全性の確保や消費者の商品選択を表示の目的とし、これらの観点から必要な事項について表示基準が策定できることとするとともに、全ての食品製造業者等は表示基準に従って食品に表示をしなければならないこととすることを検討しています。

#### ○ 是正措置

表示基準を守らない不適正表示に対しては、JAS法及び健康増進法にお

いては、表示基準を守るべき旨の指示・勧告の発出、指示・勧告に従わない場合には命令の発出の規定が定められています。一方、食品衛生法においては、このような不適正表示の改善を求める措置の規定はなく、罰則のほか、営業停止命令等を発出できるとされています。

新食品表示法（仮称）においては、表示基準を守らない不適正表示に対しては、全ての事項について指示等の行政措置をとることができるようにすることを検討しています。

また、現行法を参考に罰則の規定を整備することを検討しています。

#### ○ 調査権限

表示基準を守らない不適正表示の疑いがある場合の調査権限については、食品衛生法では報告徴収、臨検検査及び収去の規定が、JAS法では報告徴収及び立入検査の規定が、健康増進法では立入検査及び収去の規定がそれぞれ設けられています。

新食品表示法（仮称）においては、調査の充実の観点から、現行の調査権限に加え、他法令を参考に、帳簿書類の提出命令等を追加することを検討しています。

#### ○ 申出制度

JAS法においては、品質に関する表示が適正でないために一般消費者の利益が害されている場合には内閣総理大臣等に対し適切な措置をとるべきことを求めることができる（申出制度）こととされていますが、申出の対象を、全ての食品の表示に拡大することを検討しています。

なお、上記の新食品表示法（仮称）の枠組みにおいては、個別の表示事項は、現在と同様、新食品表示法（仮称）に基づく表示基準（内閣府令又は告示）で定められることとなります。また、新たな表示基準には、現行の各表示基準の内容が引き継がれるとともに、報告書に盛り込まれた食品表示の文字のポイント数の拡大や報告書において今後の検討課題とされた事項については、今後の検討を経て、法律ではなく表示基準で定められることとなります。

## 2. 日時・場所

平成 24 年 11 月 22 日(木) 10 時～ 三田共用会議所講堂(東京都)

## 3. 意見交換会での御発言について

①(“意見交換会で発言を希望する御意見の概要”の募集は締め切りました。)

②希望者が多数の場合、全ての方から御意見を伺えない場合があります。この場合には、いただいた御意見を事務局にて整理させていただき、意見交換会にて御発言をお願いしたい方に対し、11月19日(月)までに、その旨の御連絡をいたします。なお、意見交換会参加のための旅費については、自己負担となりますので予め御了承ください。

③意見交換会当日のスケジュール、意見発表者等については、11月20日(火)を目途に、消費者庁ホームページにて公表いたします。

※ 当日の進行の流れ、配席等については発言者数等により調整する必要があることから、後日お知らせすることとします。

④なお、意見交換会で御発言された場合でも、新食品表示制度についての御意見については、改めて「新食品表示制度についての意見募集」へ御提出をお願いします。

⇒ [意見募集はこちら](#) (クリックしてください)

#### 4. 意見交換会の傍聴について

11月20日(火)までに登録フォームよりお申し込みください。

登録フォームURL: <https://form.caa.go.jp/shohisha/opinion-0010.php>

多数の参加者が予想されます。各社・各団体1名までの申込みとさせていただきます。

希望者多数の場合は抽選により参加者を決定させていただきます。参加いただけない方へは、11月22日(木)までに、御登録いただきましたメールアドレスまたは電話番号に御連絡をいたします。参加いただける方には、特段連絡等いたしませんので、当日そのまま会場へお越しください。

<問合せ先>

消費者庁食品表示課 伊藤、吉田

TEL 03-3507-9138 (直通)